

香川県における今後の特別養護老人ホームの 整備計画のあり方について (答 申)

昭和60年10月24日
香川県社会福祉審議会

はじめに(略)

1 県全体としての当面の整備目標について

本県における特別養護老人ホームは、昭和59年度末において23カ所、定員1,688人であり、昭和55年国勢調査の65歳以上人口1,000人当たりの特別養護老人ホームの定員は14.2人となっており、全国第17位である。

特別養護老人ホームのあるべき整備水準は、その地域における高齢者数、とりわけ、ねたきり老人や痴呆性老人の出現状況、居住条件、家族の扶養意識及び扶養能力、在宅福祉対策の状況など、さまざまな要因が複雑にからみあって導かれるものといえよう。したがって、長期的な整備水準の設定は、不確定要因が少なからず存在するため極めて困難といわざるをえない。

このため、本県の整備目標については、長期に及ぶ整備目標ではなく、当面5年間程度の中期整備目標を設定し、目標年度の到来時において設定時以降の状況変化を踏まえ、再度目標を設定するという形をとるのが妥当と考えられる。

さらに、本県においては、県政運営の基本方針となる第1次県民福祉総合計画(昭和51年度～55年度)及び第2次県民福祉総合計画(昭和56年度～60年度)が策定され、これに続く次期総合計画(昭和61年度～65年度)の策定作業が進められているという事情

を考慮し、特別養護老人ホームの整備目標年度の設定については、昭和65年度とするのが適当であろう。

次に、当面の整備目標については、以下のような理由から、昭和65年度末において、現在の65歳以上人口に対する定員の比率(以下「整備率」という。)を維持できる程度の定員を確保するように設定することが適当である。

本県における特別養護老人ホームの入所待機者数は、過去5年間40名前後で推移し、また待機期間は1カ月程度であることから、現在の整備水準で需給は概ね均衡しているといえること。

人口の高齢化が着実に進行するとしても、今後の健康管理・疾病予防対策の充実、リハビリテーションの普及など要介護老人の出現率が現状より高くはならない要素も考えられること。

各都道府県の整備指標の設定状況をみると、その半数以上は現在の整備水準を将来も維持していくこととしていること。

昭和60年5月1日現在の県内の特別養護老人ホームの定員は1,688人であり、65歳以上人口(昭和59年10月1日現在)は130,682人となっており、整備率は1.29%である。

昭和65年度の県内の65歳以上人口は151,738人と推定されており、この数に対して整備率1.29%を確保するとすれば1,957人の定員が必要となる。

したがって、昭和61年度から65年度の今後5カ年間に270人の整備が必要となる。

老人福祉施設施策 - - 香川県

なお、ここで設定した目標は県内全体の目標であるから、次に県内各地区別の具体的な整備目標を検討しなければならない。

〔県全体としての整備目標数の積算〕

① 現在の整備率

$$\frac{1,688人(S60.5.1 定員)}{130,682人(S59.10.1 65歳以上人口)} \times 100 = 1.29\%$$

② 65年度の入所需要

$$151,738人 \times 1.29\% = 1,957人$$

(S65, 65歳以上人口) (整備率) (S65, 定員)

③ 整備計画

$$1,957人 - 1,688人 = 269人 \approx 270人$$

(S65, 定員) (現行定員) (整備数)

2 県内各地区における整備目標の設定について

(1) 整備地区の設定

一般に高齢になればなるほど、人は住みなれた家庭や地域に対する強い愛着を持っており、仮に施設入所が必要な場合であっても、従来の生活圏を離れることには大きな抵抗を感じるものである。また、入所後も家庭や顔見知りの人との交流を容易にするためにも、入所施設が住居からできる限り近くにあることが望ましい。

さらに、近年、老人ホームの施設機能を地域の在宅老人へ開放するという観点から、老人ホームの短

期保護設備や入浴・給食設備等を利用した在宅福祉サービスが推進されているが、このようなサービスを、県下のどの地域においても等しく受けられるように配慮する必要もある。

したがって、今後の特別養護老人ホームの整備にあたっては、特定地域に偏在することのないよう県下の地区割を行い、入所需要等に応じた適正配慮に努めなければならない。

地区割については、いろいろな意見があるが、自治省が示した日常生活社会圏の地域である広域市町村圏が妥当であると考えられる。県下をこの広域市町村圏に準じた六地区に分け、各地区に属する市町を示すと表1のとおりとなる。

(2) 各地区ごとの整備目標

各地区ごとの整備目標については、まず第1に各地区ごとの整備率のアンバランスをでき得る限り是正し、平準化することを主眼にして設定する必要がある。

六地区の整備率をみると、高松地区が県平均に比べ極めて低い水準にあるので高松地区を重点整備地区とし、県全体の整備目標数270人のうち、150人をこの地区の整備目標とするのが適当である。

次に、出身地区別の特別養護老人ホーム入所状況をみると、大川、小豆、高松、中讃、三豊の5地区は、いずれも地区内の特別養護老人ホームへの入所率が75%を超えているが、坂出地区のみは50%である。入所前の住居からできるだけ近い施設へ入所できることが望ましいという観点から、坂出地区で50

表1 特別養護老人ホームの整備地区

地区名	構成市町名
大川	引田町 白鳥町 大内町 津田町 大川町 志度町 寒川町 長屋町
小豆	内海町 土庄町 池田町
高松	高松市 三木町 牟礼町 庵治町 塩江町 香川町 香南町 直島町 綾上町 綾南町 国分寺町
坂出	坂出市 宇多津町
中讃	丸亀市 善通寺市 綾歌町 飯山町 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町
三豊	観音寺市 高瀬町 山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財田町
計(6地区)	43市町

人の整備を目標とするのが適当である。

最後に、残り70人の整備地区であるが、大川地区は整備率が高く、小豆、中讃、三豊の各地区も整備率が概ね平準化している現状から、現時点ではむしろ整備地区を未定とし、下記の事情を勘案しながら対応することが妥当と考える。

高松地区は、今回150人を加えてもなお整備率は低水準にあり、今後の需要状況を見守る必要があること。

既設の施設における定員増も考慮する必要があること。

国において検討が進められている、いわゆる「中間施設」の今後の具体的動向を見極める必要があること。

以上による各地区ごとの整備目標は、表2のとおりである。

なお、70人については、県計欄にのみ計上した。

3 特別養護老人ホームの整備に関する今後の課題について

当面の整備目標については、これまで述べたとおりであるが、具体的に整備を進めるに当たっては、さらに次の点に留意する必要がある。

第1は、設置主体に関する審査の厳格化である。

急速な高齢化社会の進展に伴って、特別養護老人ホームの果たすべき役割は益々重要な度を増してきており、今後一層適正な施設運営を行うことが強く要請されている。

幸い、本県では、マスコミ等をにぎわす不祥事は

発生していないが、不祥事の防止はもとより、特別養護老人ホームの使命を全うし、県民の期待にこたえていくためには、その設立代表者及び実際の施設の運営の中心になる者が、社会福祉事業に対する十分な理解、熱意、さらには適正な施設運営の力量を有していることが求められる。県は、施設整備の計画が提出された時点で、こうした観点から慎重に審査する必要がある。

また、施設整備に係る資金計画、中でも借入金の償還財源の長期見通し、確実性を十分検討するとともに、施設の設置主体となる社会福祉法人の理事構成についても十分検討を加え、施設の健全な運営を確保する必要がある。

第2は、施設を設置しようとする地元市町の同意を得るとともに、地区内の他の市町に対して計画の説明を行い、了承を得ることである。

特別養護老人ホームは、施設機能の在宅老人への提供という面で市町の老人福祉対策と緊密な関連があり、また、円滑な施設運営を行うためには地域の市町の協力が不可欠である。したがって、建設以前の計画段階において設置しようとする地元市町の同意を得たうえに、地区内の他の市町に対して当該計画を十分説明しておくことが必要である。

第3は、施設機能の地域開放の推進である。

要援護老人対策は、冒頭にふれたように在宅処遇を基本とし、施設処遇をあわせた施策を推進すべきである。特別養護老人ホームの施設機能を地域内の在宅要援護老人の利用に供することは、在宅福祉対策の進展に寄与するところ大きく、地域の社会資源の効率的活用の見地からも積極的に推進することが

表2 各地区ごとの特別養護老人ホーム整備目標

区分 地区名	人 口						現 況			整備目標 (65年度未定員)		要整備 定員 (61-65)
	S 59. 10. 1現在			S 65. 10. 1現在			施設数	定員	E / B	定員	F / D	
	総人口	65歳以上 人口	B / A	総人口	65歳以上 人口	D / C						
	人	人	%	人	人	%	カ所	人	%	人	%	人
大川	98,815	13,891	14.1	99,080	15,958	16.1	2	270	1.94	270	1.69	0
小豆	42,410	7,363	17.4	42,578	8,120	19.1	2	100	1.36	100	1.23	0
高松	454,189	49,679	10.9	459,817	59,418	12.9	6	443	0.89	593	1.00	150
坂出	77,626	10,354	13.3	77,502	12,051	15.5	2	150	1.45	200	1.66	50
中讃	197,042	26,726	13.6	198,466	30,341	15.3	5	390	1.46	390	1.29	0
三豊	146,597	22,669	15.5	147,219	25,850	17.6	6	335	1.48	335	1.30	0
県計	1,016,679	130,682	12.9	1,024,662	151,738	14.8	23	1,688	1.29	(70)	1.29	(70)
										1,958		270

(注) S65.10.1の人口は香川県地域経済研究会推計

老人福祉施設施策 - - 香川県

必要である。

本県においては、在宅要援護老人を対象に短期保護事業をすべての施設で実施しており、食事・入浴サービスも半数近くの施設で実施している。また、家庭介護者教室、機能回復訓練、電話相談なども一部の施設で実施されているが、今後とも施設の地域開放を積極的に推進しなければならない。

特に、今後、新設される特別養護老人ホームについては、多様な福祉ニーズに対応できるよう、基本設計の段階からそれらの機能を有した施設であるよう配慮すべきものとする。また、本県ではデイ・サービス施設はまだ設置されていないので、今後の在宅福祉対策の拠点として、その設置の推進に努めるべきである。

なお、特別養護老人ホームの地域開放のメリットを、地域の老人が等しく受けることができるよう、整備地区内における既存施設との配置バランスについても十分配慮するとともに、入所者にきめ細かな処遇を確保するために、新設施設の定員規模は50人が望ましいと考える。

第4は、施設職員の資質向上である。

特別養護老人ホームにおける介護水準の向上は、入所者に諸サービスを直接提供する生活指導員、寮

母、看護婦等の職員の資質に負うところが大きい。

また、施設機能の地域開放を推進するためには、これまで以上に専門的な技術と幅広い知識を有した職員の確保が要請される。

現在、香川県社会福祉研修センターにおいて施設職員の現任訓練が実施されているが、今後の福祉ニーズの高度化、多様化に対応して、より充実した研修制度を確立し、施設職員の資質の向上を図ることが望まれる。

おわりに

本審議会は、4回の全体会議を開催して、「香川県における今後の特別養護老人ホームの整備計画のあり方」について審議を行ったところである。

この審議期間中に、厚生省の「中間施設に関する懇談会」から「要介護老人対策の基本的な考え方といわゆる中間施設のあり方について」の中間報告があった。国においては、この報告を受けて中間施設の具体化に向けての検討を開始することとなるが、県においては、今後、中間施設に関する国の動向を注視しつつ、本審議会が報告した内容を積極的に行政施策に反映するよう要望するものである。